

Q & A

●届出の対象者について

Q1 保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」とする。）の業務従事者届は必ず提出しなければならないのですか。

A1 令和6年12月31日現在で、免許に係る業務に従事している場合は、届け出る必要があります。

休職中・産休中・育児休業中の方も、就業先を退職していない限り、届け出なければなりません。

<参考>

保健師助産師看護師法第33条には、「業務に従事する看護師等は、2年毎の年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、翌年の1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」とあり、この規定に違反した者は50万円以下の罰金に処する（保健師助産師看護師法第45条）と明記されています。

Q2 現在、育休（産休）中で仕事をしていません。届出は必要ですか。

A2 産休・育休であっても、退職されていない限り、届出の必要があります。

Q3 看護師の免許を持っていますが、現在、働いていません。届出は必要ですか。

A3 業務に従事していなければ、届出の必要はありません。

●複数の資格を持っている場合の届出について

Q4 保健師、助産師、看護師の免許を持っていますが、現在、看護師の業務しかおこなっていない場合の届出はどうすれば良いですか。

A4 看護師業務従事者届の様式を使用し、全ての免許の登録番号と登録年月日を記入してください。

Q5 准看護師、看護師の免許を持っており、看護師として業務を行っていますが、この場合、届出票の「免許の種別」に、准看護師の登録番号等の記入は必要ですか。

A5 保有する全ての免許についての記入が必要です。看護師業務従事者届の様式を使用し、准看護師、看護師いずれの免許についても記入してください。

●基本情報について

Q6 籍に登録している氏名は旧字体（例：渡邊）ですが、通常は新字体（例：渡辺）を使用しています。業務従事者届を新字体（例：渡辺）で記入してよいですか。

A6 記載要領に「籍に登録されている氏名を記入すること」とありますので、旧字体（例：渡邊）で記入してください。オンライン届出を利用される場合は、システムで旧字体の対応が出来ない場合は、新字体で入力し、備考欄に免許記載の外字体・旧字体のイメージが捉えられるよう、どのような文字かを補記するようお願い致します。

Q7 結婚により姓が変わりました。免許証の籍訂正を行っていないため、旧姓のままですが、どうしたらいいですか。

A7 令和6年12月31日現在の戸籍上の名前を記入してください。その上で、備考欄に「改姓による」と記入してください。また、免許証については、最寄りの保健所にて籍訂正の申請を行ってください。

●免許の登録番号・登録年月日について

Q8 免許の登録年月日がわかりません。

A8 登録年月日は免許証に記載されていますが、再交付や書換え交付された場合は、免許証の裏に記載されている場合があります。(免許証の発行時期によって記載場所が異なる場合がありますので、必ずお手元の免許証で御確認ください。)

登録年月日は、「最初に免許を受けた日」であり、籍訂正や再交付年月日ではありませんので、ご注意ください。

Q9 免許証を紛失しました。登録番号や登録年月日の問合せ先を教えてください。

A9 県庁や厚生労働省では、看護師等の免許の登録番号、登録年月日の問合せには応じていません。免許証を紛失した場合は、最寄りの保健所で免許証の再交付申請を行ってください。

※ 再交付には時間がかかりますが、手続き中に登録済証明書発行を申請することで、登録年月日、番号などを先に確認することができます。

詳細はこちら → <https://confirmationdt.mhlw.go.jp/>

※ 提出期限までにわからない場合は、免許番号は空欄として、備考欄に「免許証再交付申請中」又は「不明」と記載して提出してください。(オンライン届出も同様)

●介護保険関係について

Q10 看護師免許と介護支援専門員の免許を取得しており、現在、居宅介護支援事業所で介護支援専門員として勤務しています。届出は必要ですか。

A10 現在の業務に「看護職員」としての業務が含まれていなければ、届出は不要です。ただし、施設等において、看護業務に従事している場合は、届出を行ってください。

Q11 看護師免許を所持していますが、現在、介護施設で介護職員として勤務しています。届出は必要ですか。

A11 現在の業務に「看護業務」は含まれていなければ、届出は不要です。ただし、施設等において、看護業務に従事している場合は、届出を行ってください。

Q12 通所介護事業所の機能訓練指導員は、届出は必要ですか。

A12 看護師又は准看護師資格を有することが前提としての業務であるため、届出を行ってください。

● 従事場所について

Q13 地域包括支援センターに勤務している場合は、どれに該当しますか。

A13 市町直営型において業務に従事している者は市町、委託型において業務に従事している者は委託先の場所（病院等）を選択してください。

Q14 「認定こども園」に勤務している場合は、「業務に従事する場所」はどれに該当しますか。

A14 幼保連携型又は保育園型であれば、児童福祉法に規定されるため「6-イ 児童福祉施設」、幼稚園型であれば、学校教育法に規定されるため「10その他」を選択してください。

Q15 特別支援学校等の教育機関において、医療的ケアが必要な児童生徒等に対応するため勤務している場合は、「業務に従事する場所」はどれに該当しますか。

A15 学校教育法に規定されるため「10その他」を選択してください。

● 常勤換算について

Q16 フルタイム労働者とは何ですか。非常勤やパート職員なら、短時間労働者になるのでしょうか。

A16 フルタイム労働者とは、1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の方を指します。非常勤職員の方であっても、同程度の労働時間の場合にはフルタイム労働者としてください。

※詳しくは業務従事者届の裏面10をご参照ください。

Q17 雇用形態は正規雇用であるが、病気や育児のために短時間の勤務の場合、常勤換算はどのように記載したらよいですか。

A17 短時間労働者にあたります。業務従事者届の裏面10をご参照のうえ、常勤換算した数値をご記入ください。

Q18 産休中や育休中等の場合、常勤換算はどのように記載したらよいですか。

A18 「2 短時間労働者」を選択し、「常勤換算数」には（0.0人）と記載してください。

● 従事期間について

Q19 同一法人内で病院から介護事業所へ異動になった場合、従事期間は連続した勤務と見なされますか。

A19 設置主体が同じ場合（例：同一法人の設置する病院と介護事業所）は、連続した勤務と見なしますので、従事期間を連続した勤務として考えてください。

Q20 准看護師から看護師になった者の場合、従事期間・従事開始の理由はどのようになりますか。

A20 ①就業場所が同一の場合は、従事期間は准看護師を含めた期間とする。

②准看護師から看護師になった際に就業先を替えた場合は、従事期間は看護師になってからの期間となり、従事開始の理由は「転職」となる。